とっとりＳＤＧｓ推進会議　運営規則

（名称）

第１条　　本会議は、「とっとりＳＤＧｓ推進会議」と称する。

（目的）

第２条　　本会議は、ゆるやかな参加型のプラットフォームとして、鳥取県内の市民、ＮＰＯ、企業、行政、大学・学校など、多様な主体が行うＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）の取組を共有・発信し、分野、組織、セクターを超えた連携・協働による持続可能な地域づくりを推進する。

（事業）

第３条　　本会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

　　　　　１．ＳＤＧｓ推進に関する情報交換・共有、学びと交流機会の拡充

　　　　　２．ＳＤＧｓ推進に関する情報収集、発信

３．ＳＤＧｓの目標達成にむけた連携・協働の推進

４．その他、会の目的達成に必要な事業

（組織）

第４条　　本会議は、上記の目的に賛同し、ＳＤＧｓを推進する登録団体・個人（以下、「登録団体等」という。）によって構成される。

（登録団体）

第5条　　別に定める「登録基準」を満たし、所定の手続きを行うことで、本会議の登録団体等になることができる。

　　　　　登録団体等は、本会議のＳＮＳ、ホームページ等を活用して、情報共有又は情報発信ができる。

（運営及び決議）

第６条　　本会議の運営及び決議は、登録団体等の参加・参画を得て、公益財団法人とっとり県民活動活性化センター（以下、「センター」という。）が行う。

（事務局）

第７条　　本会議の事務局は、センターの事務局内（倉吉市山根５５７－１パープルタウン２階）におく。

（附則）

１．　本運営規則は、令和元年８月８日より施行する。

登録団体等（ＳＤＧｓを推進する登録団体・個人）の登録基準

及び個人情報の取扱いについて

とっとりＳＤＧｓ推進会議

１．登録基準について

　とっとりＳＤＧｓ推進会議（以下、「推進会議」という。）の登録団体等になることを希望する場合は、あらかじめ「登録フォーム」に入力又は「登録用紙」に、団体名（個人の場合は氏名）、連絡先（メールアドレス・電話番号等）、団体事務所又は個人の住所、取り組んでいるＳＤＧｓの目標、公開の有無などを記入した上で、推進会議事務局（公益財団法人とっとり県民活動活性化センター事務局）に提出し、以下の「登録基準」に該当するか否かの確認を受けた上で、推進会議への登録を行うことができます。

また、登録後、「登録基準」に該当しない事実が認められる場合は、登録が取り消される場合があります

＜登録基準＞

１．本会議の目的に賛同し、ＳＤＧｓを推進する意志があること。

２．鳥取県内に団体の事務所や個人の住所があること、又は鳥取県内でＳＤＧｓの達成にむけた活動・事業を行っていること。

３．活動・事業の実績があり、継続して行われるものと認められること。

４．宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること、政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること、特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的として参加（登録）するものでないこと。

５．暴力団の統制下にある団体、暴力団の構成員（構成団体の構成員を含む）の統制下にある団体及び暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者の統制下にある団体でないこと。

ただし、活動・事業を新たに始めようとしている場合は、柔軟に対応します。

２．個人情報の取扱いについて

提出していただいた個人情報の取扱いに関しては、公益財団法人とっとり県民活動活性化センターの「個人情報の取扱について」（<http://tottori-katsu.net/privacy_policy/>）を準用します。